

新型コロナウイルス感染症に関する出校停止の目安

2020年8月18日現在 11/2変更

日本産業衛生学会：職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第3版
 厚労省通知R208807付「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」
 沖縄県「**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月11日版）**」

			出校停止期間		備考
			開始日	終了日	
本人	1	風邪症状(発熱、咳、のどの違和感など)	症状が出た日	薬剤を服用しない状態で症状が消失後3日が経過している※1	自己健康チェックシートの記載、提出
	2	感染した	感染が判明した日	専門医が許可した日 (保健所の指示)	
	3	濃厚接触者と判断された	濃厚接触者と判断された	感染者と最後に接触した日から14日間 (保健所の指示) 結果が「陰性」だった場合も同様	期間中に感染が判明した場合は、「1」へ
同居家族	4	風邪症状(発熱、咳、のどの違和感など)	症状が出た日	家族の症状が消失した日	【沖縄県レベル2.3の場合のみ】
	5	濃厚接触者と判断された		【沖縄県レベル2.3の場合】 家族の検査等の結果（陰性）が確認されるまで。 家族の検査結果が陽性の場合、「3」へ	【沖縄県レベル1の場合】 自宅待機は不要。但し健康観察、基本的感染予防策※を徹底すること。体調不良を自覚する場合は休む。 但し同居家族の感染が判明した場合、「3」へ
本人	6	県外から帰沖			特に設けない。 但し健康観察、基本的感染予防策※2を徹底すること
	7	海外から帰沖	帰国日	国が定める期間	

※1：症状消失後3日が経過している・・・症状消失日を0日として3日経過 例：10月1日消失の場合、10月4日出勤可

※2：基本的感染予防策：マスク着用、手指徹底など